

心肺蘇生を行わないこと (DNAR : Do Not Attempt Resuscitation) に関するガイドライン

平成 19 年 1 月作成
平成 23 年 8 月改訂
令和 3 年 4 月 1 日改訂

1. 基本方針

医療は、医療従事者からの適切な情報の提供と説明に基づいて、患者本人が医療・ケアチームと十分話し合い、本人による意思決定を基本として行われる。医療行為の開始・不開始、変更、中止等は、患者の意思が確認できる場合には患者の意思に、患者の意思が確認できない場合には患者の推定意思に基づいた代諾者の決定に基づき、実施される。

患者の意思が確認できず、代諾者による患者意思の推定もできない場合には、医療行為の開始・不開始、変更、中止等は、多職種 of 医療従事者から構成される医療・ケアチームの十分な話し合いに基づき、医学的妥当性と適切性を基に患者にとって最善の治療方針になるよう慎重に判断されるべきである。詳細は厚生労働省「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成 30 年 3 月改訂)に準ずる。

2. DNAR の定義

①患者が、がんの末期などで予期・予測していた心肺停止となった場合に、蘇生の可能性が極めて低く、効果が望めない心肺蘇生 (CPR) をあえておこなわない。

②がんの患者が、がんの末期でない別の理由で、心肺停止となった場合に、蘇生の可能性が極めて低く、効果が望めない心肺蘇生を (CPR) をあえておこなわない。

①のみ、あるいは①かつ②のいずれかの場合に、心肺蘇生を実施しない指示を DNAR オーダーと呼ぶ。

※注意 : DNAR は患者が心肺停止した場合に心肺蘇生を行わないことである。DNAR オーダーを受けた後も鎮痛、鎮静などの緩和ケア、抗生物質投与、抗がん剤治療などの必要と判断される治療・ケアはインフォームドコンセントに基づいて行う。

3. DNAR の判断

DNAR を判断する際は以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 医師が心肺蘇生は生理学的に不可と判断する場合。
- (2) がんの患者が瀕死でないときに以下のような同意がある。

A、または『BかつC』

A 患者に意思決定能力がある場合、必要十分な方法を伝えた上での明確な DNAR の意思表示がある。

B 患者に意思決定能力がない場合には、患者の推定意思に基づいた代諾者（いない場合には家族）のDNARの意思表示がある。

C （家族がいる場合には）家族の同意がある。

4. DNAR同意の確認

(1) DNAR同意の確認

DNARの定義に記載した①と②の意思を患者からそれぞれ確認する。その際には、①のみあるいは①かつ②のいずれかを明らかにしておく。

なお、同意書への記載は、該当する①・②の片方または両方の同意に☑する。

<同意書記載内容抜粋>

① がんの末期における心肺停止の場合に同意します。(☐同意する。)

② がんによらぬ理由（病態）で、心肺停止の場合にも同意します。(☐同意する。)

(2) なお、患者の意思を尊重するために、意思決定能力がある時に、患者のDNARに関する希望をカルテに記載しておく。また、DNARは定期的、入院毎に見直すことが望ましい。

<検討すべき内容>

- 1) 全身状態：身体の一般的説明、根治的治療ができないこと、予測される状態と予後
- 2) DNARの理由：苦痛緩和
- 3) DNARが得られない場合の処置、予測される状態と不利益
- 4) DNARは取り消すことができること

5. 記録及び同意書

(1) DNARの記録

説明内容を診療録（ICノート）に残し、同意書（別紙）を保管する。なお、同意は口頭同意のみではなく、必ず同意書を取得すること。

- ・ 医師は患者本人からの同意取得が望ましい。
- ・ 患者本人からの同意取得が難しい場合には、家族（代諾者）から同意を取得する。
- ・ 原則は同意書での取得をすべきであるが、緊急時や主治医が文言同意取得が困難と判断した場合のみ口頭同意を認める。
- ・ 口頭同意でのDNARを取得後であっても、可能な限り、同意書を取得することが望ましい。

(2) DNARの表示

電子カルテの患者プロフィール画面内、基本/生前確認事項欄のDNARの項目に、DNARの意思確認を行った医師が☑する。

DNARは文言同意と口頭同意の項目があるので、該当する項目に意思かう人を行っ

た医師が☑する。記入後は、電子カルテの患者氏名の横にDNARアイコンが表示される。

(3)同意書の格納場所

電子カルテのナビゲーションマップ：部門⇒スキャン文書参照⇒DNAR・抑制・セデーション を確認する。

6. 緊急時のDNARの確認方法

DNARの確認は、患者プロフィール画面のDNAR文言同意☐が✓されている場合は、説明内容が診療力（ICノート）に残っているかを確認する。